

## 1 計画策定の趣旨

- 環境総合計画は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(略称；ふるさと環境条例)の基本理念に基づき、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画として策定しているものです。
- 本県では、ふるさと環境条例及び前計画に基づき、本県が誇る健全で恵み豊かな環境の維持向上を図るため、各分野において取組を推進してきました。取組の推進により、全般にわたり一定の成果が得られた一方で、近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 平成27年には、持続可能な開発目標(SDGs)を含む持続可能な開発のための2030アジェンダや、地球温暖化対策の新たな国際枠組みであるパリ協定の採択など、持続可能な社会の実現に向け、大きな転換点となる合意がなされました。
- また、国内に目を向けると、国において、平成28年度に、新たな温室効果ガスの削減目標を示した地球温暖化対策計画が、平成30年度には、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指した第五次環境基本計画が策定されたほか、産学官を挙げたSDGsの推進等により、持続可能な社会の実現に向けた取組が広がっています。
- 本計画は、国の第五次環境基本計画などの諸計画を踏まえつつ、県民、事業者、行政等が協働して石川の環境を守り育てていくための行動指針としての役割を果たします。

## 2 計画期間と目標年次

- 環境総合計画は、令和2年度を計画推進の初年度とし、令和7(2025)年度を目標年次とする、6年間の施策の体系や目標について明らかにします。
- なお、環境の状況や社会経済状況の変化に対応するため、計画期間内でも必要な場合は計画の見直しを行います。

## 3 計画の構成

本計画は、次の2編から構成されています。

### ●第1編 計画の基本的事項

計画策定の趣旨、計画期間と目標年次、計画の構成、計画の推進と進行管理について示します。

### ●第2編 計画推進のための取組み

計画推進のための取組みについては、ふるさと環境条例の基本理念や基本方針を踏まえ、6つの柱を立てて、それぞれの柱ごとに必要なテーマを設定し、テーマごとに、現状、課題、目指すべき環境の姿、取組の方向性、行動目標を示します。

## 〈取組みの6つの柱〉

地球環境の保全	循環型社会の形成
自然と人との共生	生活環境の保全
質の高い環境の形成に資する産業活動の推進	環境を通じた人づくり・地域づくり

第1～4章は、環境関連の4分野を網羅し、それぞれについてまとめています。

第1章 **地球環境の保全**は県民、事業者等による温室効果ガスの排出抑制や気候変動の影響への適応等、第2章 **循環型社会の形成**は廃棄物等の排出抑制や循環資源の有効活用等、第3章 **自然と人との共生**は里山里海の保全・利用や種の保存の推進等、第4章 **生活環境の保全**は水・大気環境の保全や環境美化等です。

第5、6章は、第1～4章のいずれか又は全てに関わる分野横断的な事項をまとめています。

第5章 **質の高い環境の形成に資する産業活動の推進**は環境に配慮した事業活動や環境ビジネスの推進等、第6章 **環境を通じた人づくり・地域づくり**は環境教育・環境学習の推進や地域資源を活用した持続可能な地域づくり等です。

なお、第5、6章に限らず、例えば食品ロス削減の取組が、廃棄物等の排出抑制のみならず、温室効果ガスの排出抑制にもつながるように、第1～4章で個別に記載している事項も相互に関連し合っており、それぞれの取組を着実に推進することにより、本県環境全体の維持向上を目指します。

## 4 計画の推進と進行管理

施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていく総合体制(PDCAサイクル)によって、計画の施策を着実に進めていきます。

